

コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5「学校運営協議会」[別紙1](#)）に基づいた仕組みです。

平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されました。

文部科学省の第3期教育振興基本計画では、2022年度までにすべての公立学校で「学校運営協議会制度」の導入を目指しています。

現在、大野市では福井型コミュニティ・スクールを導入し各学校において「家庭・地域・学校協議会」を設置していますが、令和3年度において国型コミュニティ・スクールの「学校運営協議会」へ移行するための準備を行い、令和4年度からの導入を行います。

- 1 「家庭・地域・学校協議会」と「学校運営協議会」の違いについて . . . [別紙2](#)
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について . . . [別紙3](#)
- 3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み . . . [別紙4](#)
- 4 地域学校活動体制（地域学校協働本部等）の構築について . . . [別紙5](#)
- 5 コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部等の導入スケジュール . . . [別紙6](#)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

第四節 学校運営協議会

(平一六法九一・追加、平二九法五・旧第三節繰下)

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

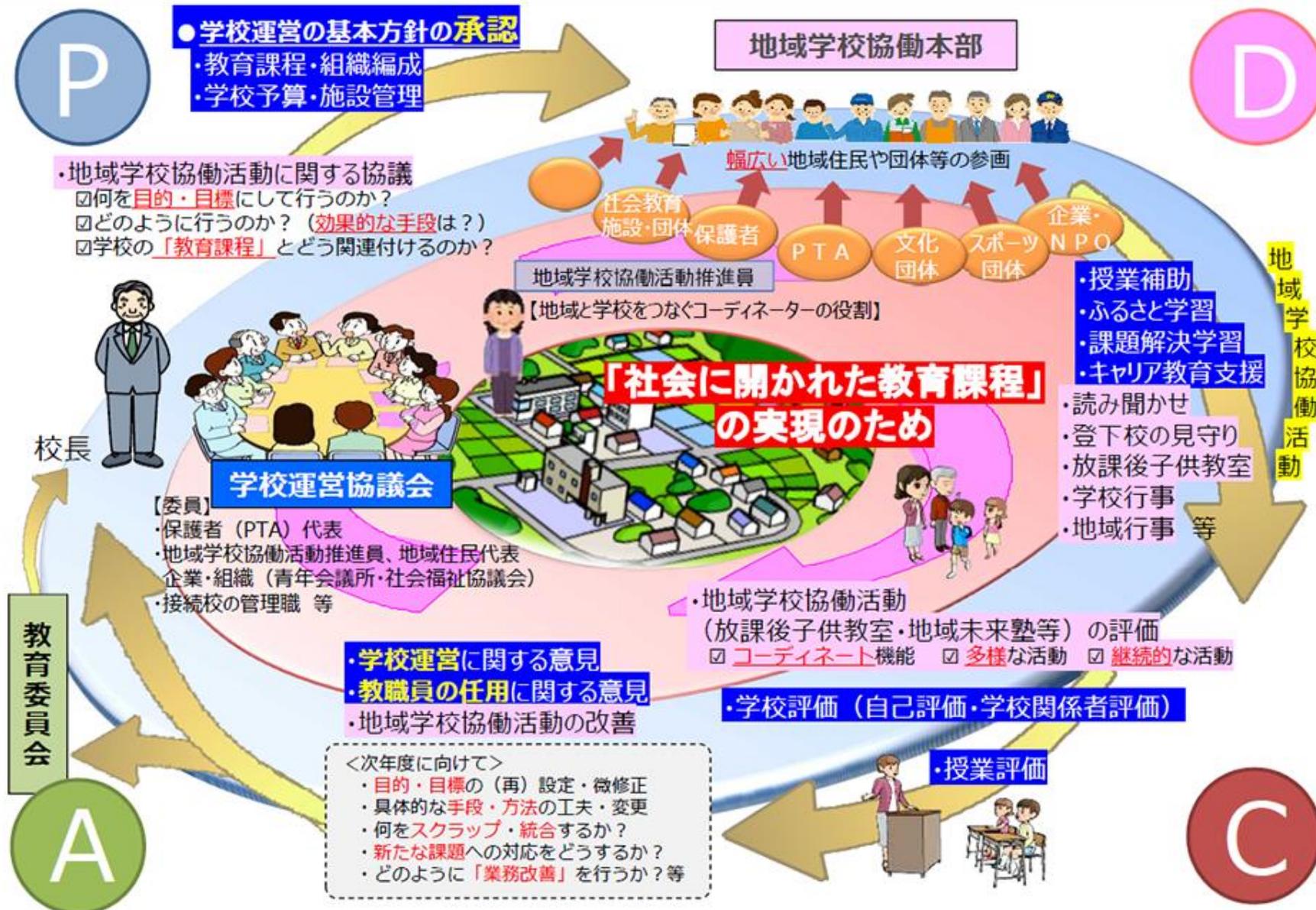
（平一六法九一・追加、平二三法三七・平二六法五一・一部改正、平二九法五・旧第四十七条の五繰下・一部改正、平二九法二九・旧第四十七条の六繰上）

福井型CSと国のCSとの違い

	大野市 (福井型コミュニティ・スクール) (平成15年度から「福井型」モデル校を設置)	コミュニティ・スクール(国)
理念	福井型コミュニティ・スクールは、家庭、地域、学校が連携し、地域の特性や実情を活かしながら、地域に根ざした開かれた学校づくりを目指すものである。その特長は、それぞれの代表で構成する「家庭・地域・学校協議会」を設置し、地域全体の教育・子育て方針や学校運営の基本方針を策定するとともに、それぞれが責任をもって活動を行うことである。	地域住民や保護者等の側に、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識の高まりを的確に受け止め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みとして意義を持つ
根拠法令	なし 福井型コミュニティ・スクールとして実施	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5
協議会名	家庭・地域・学校協議会	学校運営協議会
協議会構成員	保護者、地域住民および教職員 地域コーディネーター	地域の住民、保護者、地域学校協働活動推進員等、その他当該教育委員会が必要と認める者
委員の任命	校長が委嘱する。(校長が推薦し、教育委員会が委嘱することが望ましい)	教育委員会が任命する。校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
委員の任期等	1年	委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。
費用	R2予算 ・委員報償 なし ・消耗品費 296千円 ・食糧費 203千円 計 499千円	R3予算要求(案) ・委員報酬 2,940千円 ・消耗品費 288千円 ・食糧費 191千円 計 3,419千円
協議会の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な学校運営(スクールプラン)に関する事 ・学校評価に関する事 ・地域の行事や活動への児童・生徒、教職員の参加に関する事 ・授業参観等、学校訪問を行い情報交換 ・子どもの安全や居場所づくりに関する事 ・家庭や地域全体の教育に関する事 ・異校種間(保・幼・小・中・高)の連携に関する事 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる事ができる ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる事ができる

- 国の「コミュニティ・スクール」実施校数(全国公立学校)の割合 27.2%(R2)
- 福井県の「福井型コミュニティ・スクール」実施校数の割合 100%(R2)
- ※国のコミュニティ・スクール指定校がない都道府県(R2) — 福井県のみ

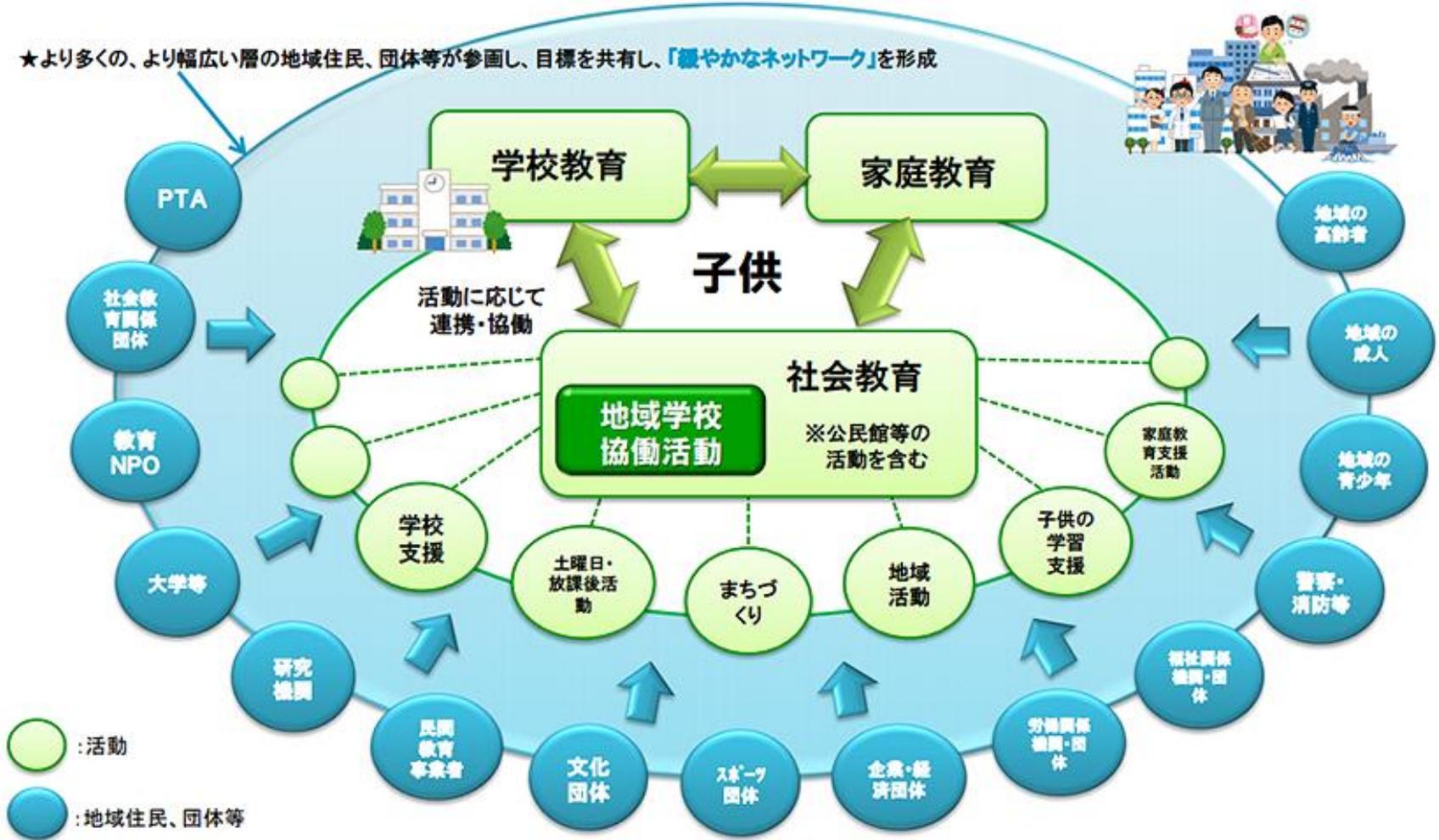
「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

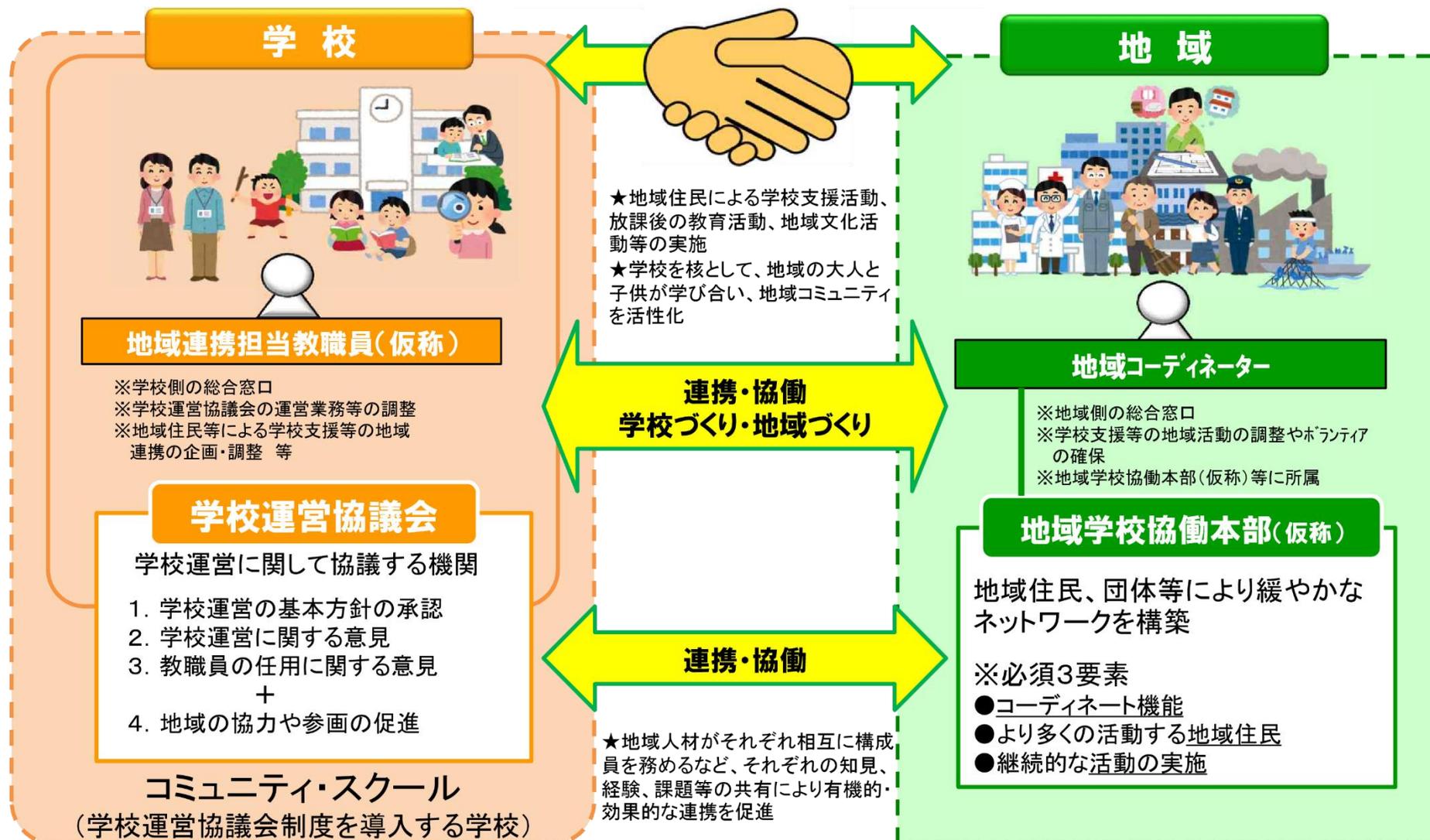
★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



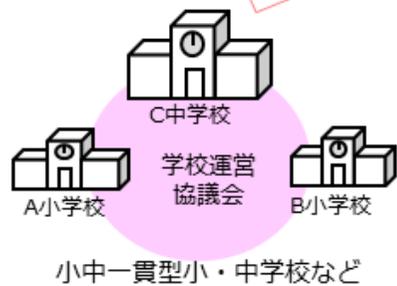
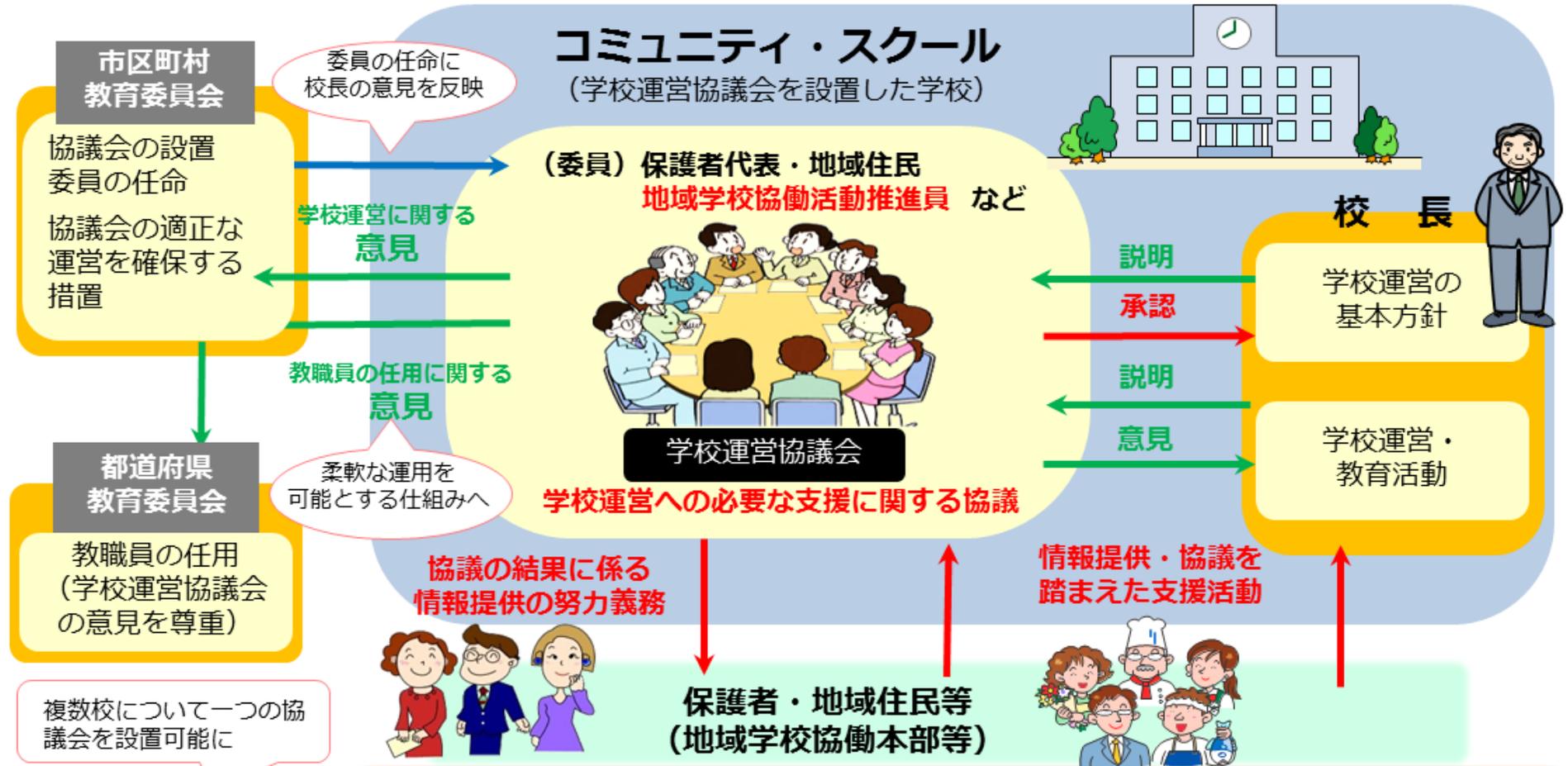
(文部科学省：「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト 地域学校協働活動より引用)

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ案）

— パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現 —
 主に小学校区を想定



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



＜学校運営協議会の主な役割＞

地教行法第四十七条の五

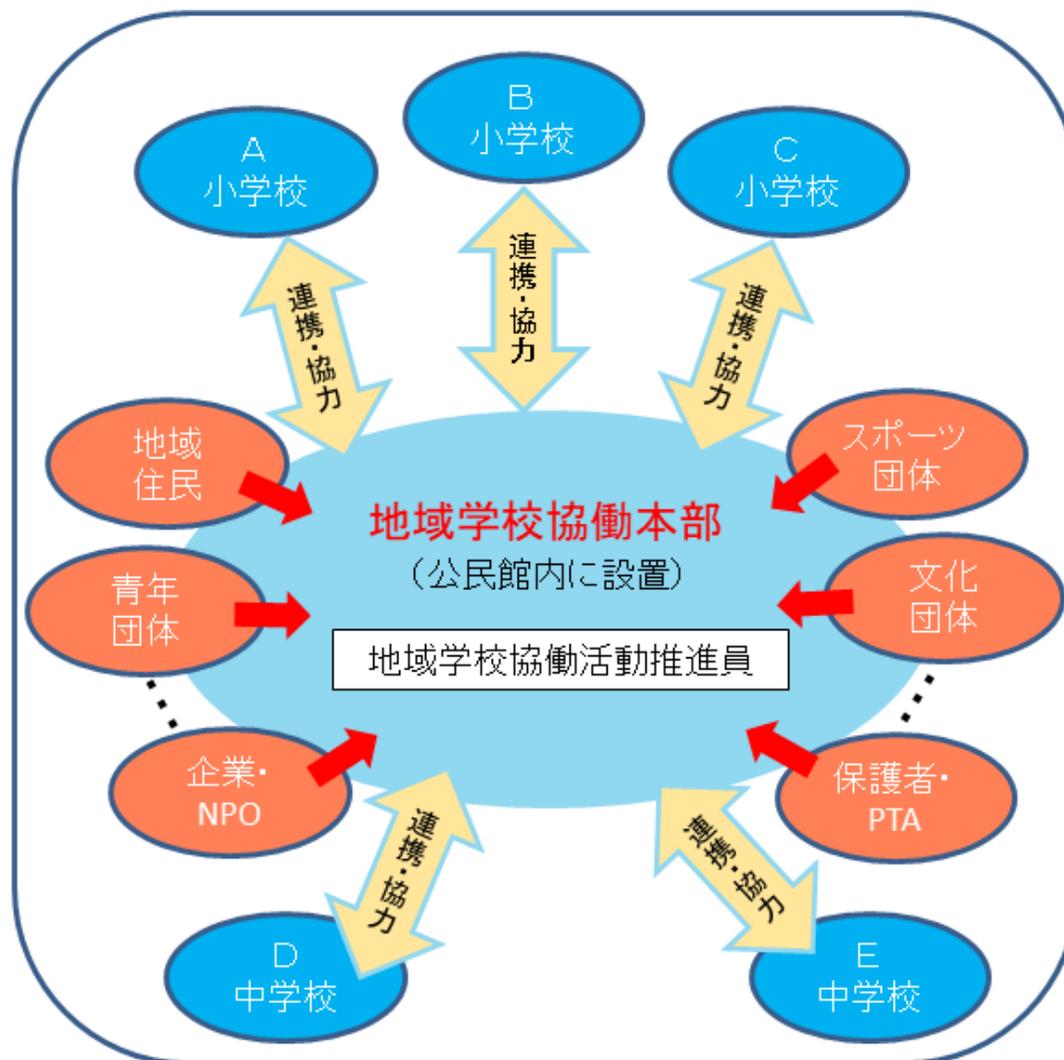
教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

地域学校協働本部の体制(案)について

公民館に地域学校協働本部を設置し、地域全体の学習支援をコーディネートする

地域の学習支援体制



取り組みの概要

- ・地域学校協働活動推進員がパイプ役となり、地域の多様な経験や技能を持つ人材や公民館利用団体等と連携した学習支援や行事支援など様々な支援を実施。

取り組みにおけるポイント

- ・公民館職員、地域学校協働活動推進員、地域関係団体が、学校からの依頼や要望を検討したり、意見交換を行う場として、運営委員会を実施。(必要に応じて開催)

地域学校協働活動推進員の選任

- ・各地区で地域学校協働活動推進員の選出母体となる地域団体を決める。
- ・選出母体となる地域団体から推薦された個人に対し、教育委員会が委嘱を行う。

体制構築に向けて行うこと

- ・地域学校協働本部設置要綱、地域学校協働活動推進員設置要綱の策定
- ・地域学校協働活動推進員の選出母体となる地域団体の調整及び推進員の選考

